

那覇地方裁判所委員会（第1回）議事概要

第1 開催日時

平成15年11月18日（火）午後1時30分から午後4時35分まで

第2 開催場所

那覇地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

阿波連光，稲田隆司，大城朋子，川見裕之，金城仁，黒木美智，島袋鉄男，
染矢弘芳，平良武，仲田清喜，濱崎裕，横田信之，饒平名知孝

（説明者）

窪木稔（裁判官），西井和徒（裁判官），保久村登（民事首席書記官），新城
秀勝（刑事首席書記官）

（庶務）

中村文生（事務局長），伊藤雅之（総務課長），北原正文（総務課課長補佐）

第4 議事

1 開会（総務課長）

2 那覇地方裁判所長（濱崎裕）あいさつ

3 各委員の紹介（総務課長）

4 委員長の選任

委員長の選任について，次のような意見が出されたが，最終的には，地方裁判所委員会規則（以下，「委員会規則」という。）第6条第1項に基づき，互選により，那覇地方裁判所長である濱崎委員が委員長に選任された。

（出された意見）

ア 委員会設置の趣旨は，基本的には，一般市民から見て，裁判所の運営をどのようにしていくのかということだと思うので，法曹関係者（裁判官，検察官，弁護士）以外の委員から選出してはどうか。

イ 委員会は、裁判所の諮問機関という性格もあるのではないかと考えるので、所長が委員長となられることには疑問がある。琉球大学教授の島袋委員にお願いできないだろうか。

(島袋委員は、多忙を理由に固辞された。)

ウ 委員長の主な役目は、委員会での意見の取りまとめや委員会の進行役であり、委員会の運営の面を考慮すると、裁判所の実情に詳しい所長にお願いするのが適当と考える。

5 委員長の就任あいさつ

6 委員長による委員長代理の指名

委員会規則第6条第3項に基づき、委員長が島袋委員を委員長代理に指名した。

7 委員会の運営に関する事項についての協議

委員会の運営に関する事項については、委員会規則第9条に基づき、委員長が各委員の意見を聞いた上で、次のとおり定めた。

(1) 委員会の招集等について

ア 委員会の招集

委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

イ 定足数

定足数は、委員会の開会要件とはせず、議決要件とすることとし、委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。

ウ 委員会の議決の方法

委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

エ 委員でない者の出席

委員会は、必要と認めるときは、委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(2) 議事の公開等について

「基本的には公開とし、プライバシーに配慮する必要がある場合など、議事内容により非公開にするのが相当と委員会が判断した場合に非公開にしてはどうか。」、「公開にすると、自由な発言ができなくなる。発言しにくい。」等の意見が出されたが、最終的には、議事は当面公開しないこととし、裁判所の庶務担当が委員会に立ち会って議事概要を作成し、委員長の承認を得た上、那覇地方裁判所のホームページに掲載することとなった。また、報道機関の取材は、冒頭の委員長あいさつまでとし、報道機関から要望があれば、委員会終了後に委員長又は総務課長が記者に対して、レクチャーを行うこととなった。

(3) 開催回数について

原則として年2回開催することとするが、必要があれば臨時に開催することとする。

8 那覇地方裁判所の事件の状況について

(1) ビデオ視聴

最高裁判所制作のビデオ「知っていますか？裁判所」を視聴した。

(2) 概況説明

那覇地方裁判所管内の各種事件の新受事件の動向や事件処理の状況を、スライドを使いながら、民事事件については保久村登民事首席書記官が、刑事事件については新城秀勝刑事首席書記官が、それぞれ説明した。

その後、委員から那覇地方裁判所の事件の特徴やその原因などについて質問があり、説明者として出席した裁判官からも説明がなされた。

9 意見交換

各委員から、自己紹介を兼ねて、裁判所の印象、裁判所に期待すること、次回の意見交換のテーマ等について発言があった。

次回以降の意見交換のテーマについての主な意見は次のとおりであった。

- ・裁判所の情報発信，広報活動の在り方
- ・親しみやすい裁判所にするための工夫
- ・裁判所の窓口対応の在り方
- ・市民からみて分かりやすい裁判とは
- ・民事調停委員の選任の在り方

第5 次回の予定

1 日時

平成16年5月24日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 議題

第1回委員会が出された意見や，その後委員から提出されたテーマ等があればそれも踏まえて，裁判所から，第2回委員会前に各委員にテーマを提案することとする。

第6 庁舎見学

委員会終了後，希望者する委員を法廷及び調停室等に案内し，庁舎施設について説明した。